

令和7年度東京都地域福祉支援計画推進委員会(第2回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和8年1月26日(月)午後3時00分から午後4時55分まで
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎30階30C会議室(オンライン会議併用方式)
- 3 出席者 【委員】
武川委員長、小林副委員長、松本委員、室田委員、枝村委員、小川委員、小山委員、岡部委員、田名邊委員、元木委員
(以上10名)
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 東京都地域福祉支援計画に関連する福祉分野の計画及び関連する計画の概要について
 - 3 その他連絡事項
 - 4 閉会

○多田課長 それではお時間となりましたので、ただいまから令和7年度第2回東京都地域福祉支援計画推進委員会を開会いたします。

委員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

この委員会の事務局を務めます、福祉局生活福祉部企画課長の多田と申します。

本日は、今年度2回目の委員会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

今回も、対面とWeb会議システムを利用したオンライン会議併用方式により行います。一部の委員と事務局のみ対面で、その他の委員と庁内幹事、傍聴希望のあった方につきましてはオンラインとさせていただきます。運営上、至らない点もあろうかと思えます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは初めに、お送りしている資料につきまして確認をさせていただきます。会議次第がございまして、資料として配付資料の下のほうに記載しておりますけれども、資料1が東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱、資料2が委員会委員名簿及び幹事名簿、資料3が東京都子供・子育て支援総合計画、資料4が東京都子供・若者計画の概要となっております。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

この委員会につきましては、設置要綱第12条の規定によりまして、公開となっております。

また、議事録につきましては、東京都のホームページで公開する予定となっております。続きまして、Web会議システムでの発言方法についてご案内いたします。

オンライン参加の委員につきましては、マイクのミュートを解除し、ご所属のお名前を

お知らせいただいた後、ご発言をいただきたいと思います。ご発言が終わりましたら、再度、マイクをミュートにさせていただきたいと思います。

接続状況を考慮して、カメラをオフにしている場合につきましては、チャットを利用してお知らせいただければと思います。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですがカメラをオフにするか、一度退出して再度、入室するなどの対応をお願いいたします。

また、先ほどご案内しましたとおり、議事録につきましては、東京都のホームページにて公開いたしますが、会議中の録音・録画につきましてはご遠慮いただきたいと思います。

続いて、資料２の委員名簿に関して、東京都民生児童委員連合会常任協議員の内藤孝雄委員から、１１月３０日をもって辞職したいとの申出がありましたのでご報告いたします。

本日は１１名の委員のうち、出席委員が１０名、欠席委員が鍋木委員となっております。

また、この委員会では設置要綱第１１条の規定によりまして、幹事を指名しております。資料２の２枚目の幹事名簿をもって紹介に代えさせていただきます。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上となります。

それでは、武川委員長、よろしくお願いいたします。

○武川委員長 それでは議事に移りたいと思います。

本日一つ目のテーマ、東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）の概要についてご説明いただきます。

まず、事務局の方から発言を求められておりますのでお願いいたします。

○多田課長 配付資料にはございませんが、１枚、スライドをご用意しております。

東京都地域福祉支援計画でございますけれども、各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、東京都における福祉政策を「支える」という目的のほか、個別計画、具体的には東京都高齢者保健福祉計画、東京都障害者・障害児施策推進計画、また、東京都子供・子育て支援総合計画などの関係につきましては、「はざまを埋める」、また、「横につなぐ」。そして、福祉分野にとどまらず、関連する分野に「広げる」、この四つの役割を果たすというものとしております。

このため計画の策定に際しましては、各種計画等の間で整合性を図る必要がございます。

令和８年度、来年度でございますけれども、新たに第３期東京都地域福祉支援計画を策定するに当たりまして、本日は、東京都子供・子育て支援総合計画と東京都子供・若者計画の概要について、ご説明をいただくこととしました。

事務局からの説明は以上となります。

○武川委員長 承知いたしました。

それでは、資料３、東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）について～子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて～福祉局子供・子育て支援部、子供・子育て計画担当課長の平川課長よりご説明をお願いいたします。

○平川課長 東京都子供・子育て計画担当課長の平川と申します。

東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）ですけれども、令和7年度から11年度までの5年の計画という形で昨年度末に策定したものとなっています。

この計画は、子供・子育て支援法に基づく「子供・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、こどもの貧困解消法に基づく「こどもの貧困解消に向けた対策についての計画」、これらの法的法制的計画を一体的に策定しているものです。

また、この計画自体は東京戦略を推進する計画と位置づけるとともに、毎年度策定されるこども未来アクション及び東京都の少子化対策と連携し、東京都のほかの関連する計画と整合を図り、区市町村子供・子育て支援事業計画との構成も図りながら策定しているという状況でございます。

計画は三つの理念を掲げていまして、理念のⅠは子供自身に焦点を当てたもの。理念のⅡは子育てへの支援に焦点を当てた理念。理念Ⅲは社会全体で支えることの重要性に焦点を当てた理念となっていまして、計画は全部でご覧のとおり、5章の構成となっております。

今回の第3期の計画のポイントとしては、まず①として保育サービスについて、待機児童をほぼ解消したことを踏まえまして、「量の拡大」から「保育の質の向上」に重点を置いて推進するという方針を明確にしました。

また二つ目としましては、学童クラブについて、待機児童がまだ生じていますので、こちらのほうは質・量、両面で子供の居場所を確保していくことを目指しています。

③第2期までが施策の一つであった子供の貧困対策については、新たに計画の目標の一つとして設定しました。

④として、子供の意見を聴く取組なのですが、こちらは子供を対象としたヒアリング等を実施しました。第2期でも実施していましたが、大幅に第2章というふうな形でまとめて掲載をしています。ちなみに、来年度からは、子供・若者委員という形で子供・子育て会議の委員にも子供・若者委員に参加していただく予定でございます。

続きまして、こちら計画に掲げる六つの目標で、先ほど申し上げましたように、子供の貧困対策について一つの目標化したという形でございます。

これからは、特に地域福祉支援計画と関連のある政策について説明したいと思います。

目標1ですが、地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくりというところですが、こちらは下線のついた点について、簡単に説明したいと思います。

東京都は、妊娠・出産・子育てに関する支援の推進ですが、東京都は、第一子の母の平均年齢が全国で最も晩産化が進行していたりですとか、若い世代において妊娠適齢期に関する理解が十分ではなくて、高齢になってからやっぱり不妊症だとかで悩む方も増えているという状況です。

また、東京都では、結構、母子保健の事業に力を入れておりまして、年々妊婦の面接の相談率というのは増加している状況ですが、まだまだ子育てへの不安があるという状況で

ございます。

施策としましては、若い世代が性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うように促すプレコンセプションケアの取組を進めています。あとはご案内のように卵子凍結ですとか、無痛分娩だとか、それらを選びたい方が選べるようにというような考え方で事業を推進しています。

一番下の東京都の出産・子育て応援事業・とうきょうママパパ応援事業については、こちらはその都度、妊娠・出産後だとか1・2歳児の時期における経済的な支援と、あとその都度の断層型の支援というのを組み合わせた形で切れ目のない支援を行うという点でございます。

こちら、とうきょうママパパ応援事業の詳細の内容なんですが、妊婦の全数面接のほかにも産後ケア事業だとか、家事育児サポートの派遣などの個別のメニューも委任で設定して、たくさんのメニューを用意している状況です。

続きまして、子育て家庭を地域で支える仕組みの充実ですが、こちらはやはりグラフを見ていただきますと、子育てについて日頃負担に感じているということが、いらいらするとか、一人になりたいときがあるというようなことがあったりですとか、子供家庭支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあって、子育てに不安を抱える家庭が多いということとは伺える状況です。

特にこれらの情報を踏まえて東京都が力を入れている取組というのが、過去に児童福祉法の改正等に伴いまして、児童相談部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を行うこども家庭センターを創設する、こういった区市町村を支援するため、子育て部門と母子保健部門の体制強化を図るために、区市町村に対して人材育成のための研修の実施ですとか、支援チームを配置するための人件費補助などを行っています。

また、一番下のところの子育て世帯訪問支援事業というのは、児童福祉法の家庭支援事業として位置づけられたものですが、訪問支援員が訪問して、悩みを聞きながら家事育児の支援を行うというような事業で、東京都のほうで区市町村に対して支援をしているものです。

続きまして目標の2は、乳幼児期における教育・保育の充実というところで、保育施策について今日は説明したいと思います。

教育・保育を取り巻く状況ですが、幼稚園・保育施設等の利用状況の推移を見ますと、幼稚園の利用児童数は緩やかに減少しており、保育施設等の利用児童数が令和3年度までは増加傾向で、その後は横ばいで推移しているという状況です。

続きまして、教育・保育施設等の年齢別の利用状況を見ますと、家庭等で過ごす子供の割合が、0歳児では7割以上ですが、3歳以降ではここはもう既に8%が幼稚園か保育施設などに所属しているという状況です。

続きまして、保育サービスの利用児童数についてですが、令和3年度からは横ばいですが、保育サービスの利用自体は増加しているところが多かったかと思います。

都内の今度は待機児童ですが、これは平成29年がピークでした。約8,600人から大幅に今は減少していきまして、令和4年以降は300人前後で推移しているという状況です。

こちらは、認可保育所等で行っている保育サービスの様々なデータだったりするので、保育の実施自体である区市町村によって認可保育所、認定保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じて様々な資源を活用してサービスの提供をしています。

また、昨今では一時預かりですとか、障害児保育の実績が増加している状況でございます。

保育施策なのですが、この乳幼児を取り巻く状況というのを今まで見てきましたが、東京都としては、待機児童はほぼ解消しておりまして、この先、この状態を維持する必要があるものの、都全域での整備というのも必要ではないというふうに考えています。

一方で、目標1の内容にも関連してきますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う子育ての孤立化などによって保育の必要性のある家庭だけでなく、在宅子育て家庭にも保育施設等の機能やノウハウを活用した支援が求められています。

ですので、待機児童対策を推進とした「量の拡大」から「質の向上」へ転換、保育の必要性の有無に関わらない子育ての支援に重点を置いて、施策を推進していくということに、計画で明記しました。

地域サービスを支える人材、確保、定着については、引き続き重要な施策として推進していきます。

特に保育料の無償化ですとか、そういう保護者の就労の有無にかかわらず、定期的に子供を預かる仕組みの運用ですとか、そういったところに力を入れている状況です。

こちらはその後、二つのそれぞれ詳しい保育の施策なので、ちょっと説明を省略します。

続きまして、目標の3です。子供の成長段階に応じた支援の充実ということで、特に義務教育段階以降の子供の施策について記載しているところです。

本日は、子供の居場所づくりについて説明をしたいと思います。

子供の居場所づくり、居場所といいます状況を見ますと、学童クラブについては登録児童数がいずれも近年増加しています。3,000人台で待機児童数が発生しているというのがずっと続いている状況です。学童クラブ自体は設置数は増えている状況なのですが、なかなか待機児童が減っていかないというような状況。

ここは保護者が学童クラブを利用するに当たって望むことという調査をちょっと紹介しています。「安全であること」とか、「近いこと」、そういった利便性が高いことなどが望まれている。

一方で、給食提供だとか、多様な遊びの活動などがあると、・・・としては上げていく状態に。

今度は子供に聞いた内容ですが、子供も、学童クラブの生活で困ることと云ったら、やっぱりちょっと狭かったり、遊びが少ないという意見が出ています。あとどんな遊びがし

たいかと言いますと、体を動かす遊びだとか、自然に触れる体験などが上がります。

これらを踏まえた取組の方向性としては、まずはやはり、学童クラブの整備というところでして、東京都では令和11年度までに学童クラブの登録児童数1万7,400人増を目指して整備を進めていきます。

区市町村への支援により、令和9年度末までに待機児童の解消というのを目指していくことに取り組む。あとはお話の中、ブレンしたこともあると思うのですが、この構造体として東京都認証学童クラブの創設というのを行っています。国基準を上回る放課後児童支援員の配置ですとか、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などを取り組んだ都の独自の制度となります。

区市町村と連携して早期の認証化を目指すことを計画にも挙げています。

ここで、子供の意見を聴く機会を設けるなど、多様な遊びや体験の活動の充実をしたりというようなことも実施していくこととしております。

あとは下に書きましたが、朝の子供の居場所づくりということで、学校始業前に子供を学校で預かるという、安全に預かるというような取組も進められている。そのほかの、学童クラブ以外の居場所ですが、前々から子供の居場所創設事業として、学習支援だとか食事提供、保護者への相談の支援を組み合わせた事業を行っています。

また、子供食堂の推進についても東京都は力を入れておりまして、引き続き、支援をしていくという形。

一番下の、子供若者シェルター・相談支援事業ですが、そちらは今年度からで、事業者を採択して支援していくという形としております。

引き続きまして目標の4、子供の貧困解消に向けた対策の推進ですが、こちらは子供の貧困対策としましては、福祉、教育、就労など様々な分野が連携しながら行っています。今日は生活の安定に資する支援についてだけ紹介したいと思います。

取り巻く状況としては、結構、国のほうの動きがありまして、令和5年に「こども大綱」において、子供の貧困解消が明確に打ち出されました。

令和6年6月に「子どもの貧困対策法」が「こどもの貧困解消法」というふうに法律名まで改正されるなどの大きな変化がありました。

一番下のところに書きましたが、子供を測る上でよく使われる指標として、相対的貧困率というのがありましたけど、これは少し改善しているんですが、令和3年度では15.4%で17歳以下の子供の貧困率は11.5%という結果となっております。

子供の貧困なんですが、貧困状況にある子供や子育ての当事者が社会的孤立が起きることのないよう、親の妊娠・出産期から相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があるというふうに認識しています。取組の方向性としては、そこに一部紹介しましたが、生活困窮世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立ち上げですとか、生活困窮世帯に対して食料提供を行うと同時に、生活の状況や困りごとを聴く「フードパントリー」を設置することで、適切な相談支援等につなぐ

などの取組を支援しています。

子供の居場所については再掲になりますが、こちらも貧困対策に非常に重要という形で位置づけています。

次、目標の5、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実のところですが、こちらは地域福祉計画に関連するその三つについて、簡単に触れたいと思います。

まず、ヤングケアラー支援についてでございます。

こちらはちょっと国の統計になりますが、令和2年の調査で家族の中に世話をしている子供の割合というのが中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%。また、家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがない割合というのも大変高くて、中学2年生で67.7%、高校2年生で64.2%となっております。

こういった課題なんですけど、ヤングケアラーについて現状としては、法律が改正されて、ヤングケアラーについて初めて定義がされたんですが、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」というふうに説明されて、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべきとされました。

ヤングケアラーはなかなか表面化しにくい、子供自身も自分がヤングケアラーであるという自覚がないまま、支援につながりにくいということが課題です。

ですので、その方向性としては、まずは普及啓発ということで、当事者である世代になじみのあるデジタル広告を活用して、専用のホームページにある「ヤングケアラーのひろば」を周知するなど、広報に力を入れている状況です。

また、ヤングケアラー支援事業において、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、ヤングケアラーの状況や、把握・支援のポイントを記載した支援マニュアルを作成して、それを活用して、関係機関の連携強化を進めています。ヤングケアラーの相談を実施している団体への支援などを行う。

続きまして、児童虐待の未然防止と対応力の強化ですが、こちらは児童虐待を取り巻く状況についてということで、児童相談所の相談受理件数は増加傾向であり、虐待に関する相談というのが10年前と比較すると4倍以上というふうになっています。

あとは、ご存じのように一時保護が必要な児童数というのも増加している形です。ちょっとこの統計では、東京、特別区の児童相談所の分を除いていますので、ちょっと減っているようにも見えるんですが、児相でも保護しているという状況です。

現状としては、年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するために、東京全体で児童相談体制の一層の強化をすることが重要となっております。

取組の方向性としては、区市町村の子育て支援機関、児童相談所等、地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見、対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目ない支援が行われる体制を整備する必要があると思っています。

また、その他近年では、都児相を新設したりとか、サテライトオフィスを設置するなど、

きめ細かな相談体制を整備しています。

では、社会的養護体制の充実についてです。

社会的養護を取り巻く状況につきましては、都内では虐待などによる実親による養護が難しい子供や社会的養護を必要とする子供は、令和5年度には3,799人、約4,000人いらっしゃって、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。

また、その児童福祉法に基づきまして、家庭養育優先原則、家庭での養育が困難な児童であっても、養育される環境としては養護施設よりは家庭における養育環境と同様の里親等への委託が望ましいというふうにされています。ですので、東京都では里親等の委託率が令和11年度末までに37.4%を目標値と掲げていますが、今現在はちょっと令和5年度で17.5%という状況なので、まだこういう状況で。

児童養護施設の入所児童が抱える課題なのですが、結構やっぱり情緒的な課題ですとか、健康上の問題を抱える児童は相当数いらっしゃるということで、通院などが必要なお子さんが非常に多いということがございます。

あとはご案内のとおり、進路の状況などを見ますと、児童養護施設入所者の大学等への進学率は、全国の高卒者に比べると大きな差が出ているという状況です。なので現状としては、社会的養護の下にある子供は、それまでの養育環境によって学習習慣が身についていない分などから、自らが希望する進路に進めないということがあります。

児童養護施設の退所者、いわゆるケアリーバーにつきましては、退所後も親族等によるサポートが得にくいということもありまして、就労した子供の約50%が、1年以内に離職するなどの安定した生活を維持することが難しい状況があります。

ですので、これらを踏まえた取組としましては、とにかく自立支援というのが重要で、施設退所後の自立と地域での安定した生活を維持するために、児童養護施設では自立支援コーディネーターを配置し、進学支援や退所後のアフターケアを行っています。自立援助ホームですとか養育家庭についても、そういった自立支援の事業を行って支援をしている状況でございます。

目標6です。次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備ということで、こちら目標6は設定しているのですが、あまり地域福祉計画には関連がないので説明のほうは省略します。

あとは人材のところの計画に関連があったかと思いますが一つだけ紹介しますが第4章のところに子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上について記載をしています。

第3章までに掲げたこの事業を支えるために、専門職をはじめ、ボランティア、地域で活動する様々な人材についての内容を記載しております。東京都としては、広域自治体として都内全域の子供・子育ての支援や質の向上に向け、人材の確保、資質の向上を図る区市町村や事業者を支援するという立場で支援を行っています。

簡単にちょっと、保育士と児童相談所だけ紹介したいと思います。

保育所につきましては、人材確保・定着策として、ここに記載したような様々な取組を

行っています。国制度より手厚く支援しているのが、国制度に上乘せという形なんです、特に力を入れているのは保育従事者向けの宿舍借り上げですとか職責に応じた処遇の実現を支援するキャリアアップ補助金などがございます。

児童相談所なのですが、こちらは児童相談所の職員についての取組ですが、先ほども説明したとおり、児童虐待相談件数が年々増えていること、対応に苦慮するケースも少なくないなどから、児童虐待の対応力の更なる向上に向け、引き続き児童福祉司などの職員の増員を行います。

一方で増員を進める中で、やはり経験年数が浅い職員の割合が高くなっておりまして、人材の育成が課題となっていることから、東京都のトレーニングセンター、世田谷区にあります、においてロールプレイングの形式や演習型などの実践的な研修を行っています。

これで、東京都子供・子育て支援総合計画における東京都地域福祉支援計画の関連にある概要の説明は以上となります。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

委員名簿の上から順にお聞きしていきたいと思います。

その上で、最後に小林副委員長にお聞きしたいと思います。

特にないようでしたら、その旨、お知らせいただきたいと思います。

では、松本真澄委員からいかがでしょうか。

○松本委員 松本です。ご説明ありがとうございます。

住宅関係分野の私としては、非常に勉強になり、知らないことも多かったんですけども、1点、大学にいることもあり、第3章の8ページのところの、若い世代に対しての取組で、プレコンセクションケアというのはどういう対象でしょうか。そういう若い世代に対しての周知というのが、どういうところでやっていращやるのかというのを教えていただきたいなと思ったということと、もう一点は、いわゆる子供の居場所みたいなものに関して、どういうスペースが必要とされているか、例えばまちづくりとか、そういったものの関係であれば、教えていただければと思いました。

以上です。

○平川課長 ご質問ありがとうございます。

まず、プレコンセクションケアの取組なんですけれども、都内機関等でセミナーを開催してまして、東京都に住む18歳から39歳の方を対象にしています。

東京プレコンゼミという講座を、その若い世代の方を対象に実施しています。その受講した方で希望する方には、将来の妊娠・出産に向けた検査の費用を助成するというのもしています。

居場所についてですけれども、居場所は本当に学童クラブや児童館、そういったものがメインにはなるんですけれども、子供食堂や地域のいろんなスペースで、各自治体がその地域の実情に合わせて設定するスペース全てを居場所というふうに考えているところで

ざいます。

○武川委員長 よろしいでしょうか。

○松本委員 はい、ありがとうございました。先ほどのプレコンセプションの話でいくと、例えば大学生も恐らく対象になるのかなと思って、拝聴していたところです。

海外の大学に行くと、キャンパスの中に、保育所があったりするんですけども、日本の大学はそういう環境はどちらかというとなないというか。特に理系で言うと、大学院の学生さんが留学生も含めて増えてくると、実は子育てしながらという方もいる。理系の場合、大学院生とか、あるいは若手の教員とか、身近なところでも皆さん結構いろいろ苦勞していらっしゃるということで、伺った次第です。

以上です。ありがとうございました。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして室田委員、いかがでしょうか。

○室田委員 室田です。3点ありまして、1点目は3ページのところで、子供の意見を聴く取組ということでお話しされていました。子供委員を今後設置する予定だというお話でしたんですけども、その子供委員の具体的な設置の考え方を教えていただければと思います。年齢とか、どのような形での関わりになるのか教えていただければと思います。

2点目は45ページ、児童養護施設の退所者へ、ケアリーバーへの支援について、真ん中辺りで書かれていると思うんですけども、退所者の中に何かしらの障害を抱えている方がどれくらいいらっしゃるのか。その際に、その退所後のケアといったときに、例えば生活訓練等の施設へのつなぎなど、障害の側面からの支援ということもなされているのか、そこら辺、もし詳しいデータがあれば教えていただきたいと思いました。

3点目はここに書かれている内容ではないんですけども、近年、小・中学校の不登校児の児童数がうなぎ登りに増加していると思います。特にコロナ後、増加していると思うんですけども、東京都はたしか不登校児に対して補助金、フリースクールに対する補助金なんかも独自に提供していると思います。

こういった問題というのは、今回のこの計画に書かれているところともつながってくることだと思うんですね、特に例えば、低所得世帯において、学校になかなか児童が定着しなくて、家にいてフリースクールにという話になったときに、こういった補助金の話とかも重要になってきて、恐らくそれらは教育政策なので、こちらの計画には関わってこないのかなと。だからあまり、その不登校児に対する記載は特になかったんですけども、恐らくこの委員会でこの計画を取り上げるというのは、先ほど冒頭にもありましたように、他の政策との隙間を埋めたり横につなぐということが重要になってくると思いますので、不登校の子供・子育て支援総合計画との関係で何かご検討されていることがあれば、教えていただければと思いました。

以上3点になります。

○武川委員長 ありがとうございました。

○平川課長 ありがとうございます。

まず1点目の子供・若者委員ですけれども、ちょうど公募期間が終わりまして、結構たくさんのお応募をいただきました。中学生年代では大きな会議の委員として出るのは難しいだろうということもありまして、16歳から22歳の高校生年代、高校に所属している・していないというのは別に問わないのですけれども、高校生年代と大学生年代を対象に、子供・若者委員を設定しました。

子供当事者としての意見をいただきたいということで、決して子供を代表している意見というわけではなくて、ご自分の意見をいただきたいという意味で、2名設定させていただきました。今、私たちが抱えている課題としては、そういったお子さんたち、子供若者の委員が大人の委員と混ざって率直な意見が言えるような会議運営ですとか、資料の作りだとか、事前のレクだとか、そういったことについて検討していく必要があるというふうに感じているところです。

あとケアリーバーについてですが、非常に近年発達障害を抱えているお子さんの入所者も増えていますので、退所者についても相当数のこの課題を抱える、特性を抱えるようなお子さんが増えているのが現状でして、自立支援員がそういった訓練をしながら、なるべく社会に出たときに苦勞しないようにということで、当然、障害のサービスが必要であればそこにもつなげるという形で実施している状況です。

ただ、なかなか職員が足りない中で、ずっと退所しても施設のほうで支援するという仕組みですので、厳しい実態があると聞いているところです。

不登校に関しても、この会議ではご紹介できなかったんですけれども、先ほどの目標の3のところの子供の成長段階に応じた支援の充実は、学童期のお子さんについての支援を取り扱っていますので、当然、不登校のお子さんへのチャレンジ教室とか教育庁で実施しているスクールカウンセラーですとか、思春期の悩みの相談事業、自殺対策も含めて記載しているところです。

フリースクールの費用助成についても、計画事業として掲載しており、子供政策に関する総合的な計画として盛り込んでいるところでございます。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは枝村委員、お願いいたします。

○枝村委員 ありがとうございます。立川市社会福祉協議会の枝村です。

私も室田委員が三つ目にご質問されていた不登校について、いわゆる狭義の福祉領域以外の領域と一緒にやる必要があるんじゃないかというふうに感じているんですけれども、教育はもちろんなんですけれども、教育以外で何か取組が必要じゃないかと思われることがあるかどうかということ。併せて、不登校以外でヤングケアラーについてなんですけれども、こちらについても少し福祉分野にとどまらず、関連することに何か広げていける可能性があるのかどうか、何か見えていることがあれば教えてください。お願いします。

○平川課長 不登校に関しては教育以外の地域の団体と連携して不登校対策を地域で行っ

ていますし、外国にルーツを持つお子さんなども、なかなか学校になじめないということもあるので、そういった施策も、生活文化局も含めて実施している形で、本当に教育分野だけにとどまらない形での展開をしていると感じています。

ヤングケアラーも、東京都で実施している施策は、今日ご紹介したような内容ですので、福祉分野以外でというのがなかなか。高齢の分野だと、ヤングケアラーの課題は複合的です。子供分野だけに限らず、介護とかの分野の事業を紹介したりとか、貧困等も非常に密接に絡んでいますので、横断的縦断的なような施策が必要だというふうには認識しております。

○枝村委員 ありがとうございます。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは、小川委員、いかがでしょうか。

○小川委員 東京都社会福祉協議会の小川と申します。今日は丁寧にご説明をいただきまして、ありがとうございます。

施策全体が保育から学童の支援等に移っている状況や、子育て支援の施策が東京都では多く進められていることを、改めて認識したところです。伺っていて思ったことが2点あり、その一つが、社会的養護に至る前の予防的な支援という視点での子育ての支援が、とても大切かと思っていますが、地域づくりや、つながりづくりという視点で、児童分野でインフォーマルな支援との連携についての施策が今後進んでいくとよいと思っているので、その辺りについて教えていただけたらというのが1点です。

社会福祉法人の地域公益活動という形での取組も推進していますが、その中でも一番多いのは、食に関する支援で、子供の分野と両方を捉えながら取り組んでいることも多くなっている状況があります。そういったインフォーマルなものとの連携なども教えてください。

2点目ですが、今、頼れる身寄りのいない高齢者等の課題が大変クローズアップされていますが、高齢者だけでなく、社会的養護出身のお子さんなど、単身であることに基づく課題を抱えている方々が、この子供分野でも多くあると思っております。共通することには、保証人の問題、居住、入院時の問題などがあります。また、先ほどケアリーバーのお話しなどもありましたが、一人で生きていくことが難しい状況のときに、施設のアフターケアだけではなく、お住まいの地域で支えていく仕組み、支援が大事だと思うので、この辺りもどのような施策やお考えがあるか聞かせていただけたらと思います。

以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

○平川課長 1点目のインフォーマルな支援につなげて共同で支援していくというような形ですが、それは非常に重要だというふうに考えています。ですので、例えば、子供食堂なども割と地域の社会資源というふうに感じておりまして、そういったところで子供食堂にいらっしゃるお子さんと、子供家庭支援センターを結ぶじゃないですけども、そうい

った気になるお子さんを支援につなげるというところに協力していただけるような子供食堂にはちょっと補助金を上乘せしたりだとか、そのほかにもネットワークづくりだとかについての市町村に補助をしたりですとか、地域で見守るという観点は非常に重要視しているところでございます。

あと、ケアリーバーのなかなか、保証人だとかそういう課題が大きいところではあると思うんですけども、自治体によっては施設だけに頼らずということですが、まだ少ないですけども、自治体によっては児童相談所設置区ではないところでも、ケアリーバーなどを対象としていて自立の支援だとか居場所というのをつくっているような実態もあるので、そういったところも参考にしながら展開をする必要があるのかなというふうには感じております。

○小川委員 ありがとうございます。

今後、地域の取組と一緒に、児童分野の取組とつなげながら進めていけたらいいなと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○平川課長 ありがとうございます。

○武川委員長 続きまして、小山委員。

○多田課長 音声聞こえないですね。

○武川委員長 小山委員、音声がこちらに聞こえないんですけども。

すみません、じゃあ機械が直るまでということで。岡部委員、いかがでしょうか。

○岡部委員 檜原村の岡部と申します。聞こえていますでしょうか。よろしくお願いいたします。

ご説明ありがとうございます。檜原村でもこども家庭センターにて檜原村子ども・子育て支援事業計画を元に事業を進めております。伺った内容に対する質問・意見は特段ないのですが、気になった点では、檜原村の中でも、子供の居場所についてどうするか、対象者が少ないながらも、意見等がありまして、子供食堂、または誰でも食堂について全般的に考えていかなければならないと思っているところです。

そもそも人口が少ない中で、そのそれぞれの分野だけではなくて、横のつながりで一体的に考えていかないと、事業としても成り立っていかないのかなと思っています。

今回、この東京都子供・子育て支援総合計画をヒントにしつつ、村の子育て支援事業についても、併せて検討していきたいなと思っております。意見として述べさせていただきます。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは田名邊委員、いかがでしょうか。

○田名邊委員 北区の地域福祉課長の田名邊と申します。ご説明ありがとうございます。

気になった点といたしまして、目標3に関わる子供の居場所というところで、学童クラブ、それから目標5に関連することですと、特に支援を必要とする子供ということで、議会では、学童クラブで障害のあるお子さんを受け入れてほしいというようなお話が話題に

なったりするんですけれども、障害児の受け入れ先として放課後等デイサービスがある一方で、学童クラブでの障害児の受け入れという点について、どこまで受け入れるべきなのかといったことについて、何か基準みたいなのがあったら知りたいなと思って発言させていただきました。

○平川課長 私のほうが学童クラブはそんなに詳しくなくて、医療的ケア児の受け入れのためのその支援などは国の制度もありますし、東京都でも実施しているというのは把握しているんですが、ちょっと障害児の受け入れのために何か施策として実施しているというところについては、すみません、今日はちょっとお答えが難しい状況です。

○武川委員長 それでは元木委員、いかがでしょうか。

○元木委員 八王子の元木でございます。この計画に書かれる粒度かどうかは分かりませんが、今、手元に東京都さんがお作りになったヤングケアラー支援マニュアルというものを横に見ながらお話を伺っておりました。このヤングケアラー支援マニュアルというものの、勝手な感想ですけれども、とてもよくできているマニュアルだなと思っております。この計画の中でも触れられておりますので、最近、重層的支援体制整備事業を行っている中で気になったことを少しお話しさせていただければと思います。

例えばヤングケアラーの方を支援するに当たっては、様々な分野に、横断的に、ということはあるんですけれども、例えば、原因が生活のなかで、収入の問題であることもあれば、認知症の親御さんを抱えてとか、障害、精神障害の親が、とかいろいろ事例はあるわけです。これに対応するネットワークの中で個人的に欠けているなと思うのが、法律的なところの相談といいますか、そういった観点があまりクローズアップされていないような印象があるんですね。

自分自身としても、うちの市だけではないと思いますが、つながうとするとなかなか法律的なところは時間がかかったり、人があまりいないからということもあるのかと思います。

これは自治体によって対応が違うのかもしれませんが、そういったところへの支援ですとかモデルなどにも手が広がっていくと対応がしやすいかと思った次第です。連携相談などの事例とか新たなやり方への支援ですとか、さらにデータの的なものも含めた共有ですとか、少し粒度が違うということでしたら申し訳ございませんが、ご検討いただければ幸いです。

私からは以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

○平川課長 ご意見ありがとうございます。

マニュアルについては、法律的な相談支援というところのノウハウだとか、事例の共有につきまして、担当所管にもご意見をぜひ伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○武川委員長 小山委員、マイクは直りましたか。

すみません、直っていないようですので、小林副委員長、いかがでしょうか。

○小林副委員長　ご説明ありがとうございました。

ここは地域福祉支援計画の委員会となっていますので、その観点から個別の事項よりも全体的な視点から、子供・子育て支援部のほうで、支援の方針についてどういうお考えになっているかを聞かせていただければと思います。

まず、1点は、個別の施策としては随分たくさん揃ってきている、詳細な取組が進んできているという印象を持ちました。全体的にみると、保育については目途が見えて、次の目標を、財源の問題も含めて、どこに設定するかということになっているようですが、やはり、先ほど学童が増えているというご紹介がありましたように、そこに全体の力点が変わってきているような印象でしたが、そういうことを含めまして、力点がどのように変わってきているのかについて、伺いたいと思います。個別の施策は充実させなければいけないことは分かりますが、大きな観点から子供・子育て施策の重点がどう変わってきているのかについて、教えていただければと思います。これが1点目です。

2点目ですが、これとの関係でいいますと、地域というのは非常に扱いにくいというか、ある意味では住民の活動も含めた地域ということになりますが、そういう観点から見て、地域福祉支援計画と、ここでいう子供・子育て支援との関係はどういうことになるのか、線引きというのは変ですけども、どういう関係になっているかについての考え方をっと聞かせていただければと思います。これが2点目ですね。

3点目ですけども、今お話を伺っていて、最近よく聞くようになった議論を思い出しました。ご案内の方も多いと思いますが、「ごちゃまぜの思想」というのがあります。ごちゃまぜというのは、いろんなものをごちゃまぜにするということで、石川県の佛子園の取り組みが有名になりましたが、そこは地域でいろいろな施策をごちゃまぜにしてそれを地域レベルで連携させようというような考えのようです。

これについて、私の個人的な経験ですが、小金井市に「また明日」という施設がありまして、そこでは、老人のデイサービスと、認可保育、地域の子供たちの居場所が、1軒の家にそれこそごちゃまぜになっているんですね。仕切りを取っ払って、高齢者も、子供の、それから学校帰りのこともなどもくる、そういう施設があります。

こういう事業が一つの建物の中で行われているのですが、そうしますと、そこをベースにしていろいろな地域との関係が出てきまして、近所の方々が野菜を持ってきてくれるというところまで人が寄ってくるところですね。とてもいい雰囲気運営されている。そういう仕組みがあるのですが、それが地域と大きくかわる施設で、保育だけでなく、子供・子育てとも接点もてる居場所になっていると思います。

ということで、やはり居場所はやはり重要なキーワードの一つで、これを自治体がどのように推進できるのかということが重要になると思います。一つ、そういうシンボルになるような施設ができ、多世代で居場所づくりができる仕組みができるといいのではないかと思います。こういうような議論は、子供・子育てのほうの検討会であったのかとい

うことを伺いたいと思いました。

関連して同じことなのですが、やはり子供食堂というのは地域に大きな影響を持っています、ここをベースとして、孤立している家庭への対応が必要な家庭も見えてくる。ここにすごく重要な鍵があるということで、このような施策はどのようなになっているのだろうか。多分、この検討委員会と子供・子育ての議論はセットになるのではないかということを感じましたので、ちょっと申し上げました。

関連して、その具体的な取組として、先ほどのご報告にもあった自立支援コーディネーターについてですが、これはもう実際に、施策が行われているのですね。すみませんが、このコーディネーターは、どこに設置されているのでしょうか。

○平川課長 各施設です。児童養護施設など。

○小林副委員長 養護施設の中ですね。

○平川課長 はい。自立援助ホーム、養育家庭にもあります。

○小林副委員長 学校で言えば、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーが設置されているのですが、地域のほうの対応はどうなっているのでしょうか。施設の中で自立支援・自立支援といっても、退所後の受皿をどうするかということがとても重要で、その構造が見えてくるといいなという気がするのですが。

○平川課長 はい。自立援助ホームですとかなどはそのお子さんに合わせて就職先もコーディネートしたりとか、そこまで支援している。

○小林副委員長 ケアリーバーは退所後やはり孤立してしまっていて、把握できている割合は少ないと聞いています。どこかで分からなくなってしまう。何か自立支援というよりも、何か、施設は帰る場所になっているのでしょうか。居場所って、そこに行けば、人がいて自分のことを聞いてくれて受け止めてくれる人がいることが重要で、それがあつての自立だというように思いますが、この辺の議論は、自立を可能にするような仕組みとか場の整備についての議論が重要ではないかと考えておりまして、少し個人的な感想を言わせていただきました。こうした点について概略を教えていただければと思います。

○平川課長 ありがとうございます。

一つ目が、子供・子育て、この計画自体が平成27年に始まっているんですが、そのときは本当にとにかく、子供・子育て、保育施策を中心とした、多様なサービス、いろんな地域型保育事業などもできましたので、そこでどうやって量を確保していくかというのは、かなり主要な議論になっていました。今はようやくめどがついていますので、病児保育、医療的ケア児の受け入れなど、そういった質や多様なサービスに対応するところはかなりシフトしています。

また、学童クラブについては先ほども申し上げたとおり、量・質、両方が同時並行で行わないといけない形ですので、量の整備も区市町村との連携をしながら整備の補助を行ったり、学童クラブという形式でなく児童館を使ったり、商店街の空きスペースを使ったりという形でも補助をしている状況でございます。

質というところでは、認証学童クラブという制度をつくって、質の担保をしていこうというふうに動き始めたところです。

また、大きな流れとしては、本当に令和4年の児童福祉法の改正というところもありまして、児童部門と母子保健部門の連携したこども家庭センターの設置というのが、令和8年度まで努力義務ということ、ほぼ全国の自治体で行われる形で切れ目ない支援というのが非常に強く言われてきたというふうに感じています。

ですので、保育所でも就労家庭ではないお子さんに対しても一時的に預かるなど、子育て支援をあらゆるリソースを使って支援するという形になってきているというふうに思います。

○武川委員長 よろしいですか。

ちょっと予定時間を過ぎているので簡潔に。

○平川課長 すみません、地域福祉支援計画についての関連性というのは、基本的には子供・子育て家庭の支援と境界線になるようなところでは関連するというふうに考えてはいますが、特段大きな議論は、この子供・子育て会議ではございませんでした。

あと、先ほど地域の顔になるような多世代の居場所というような形での議論は、子供・子育て会議の中では出てこない状況でした。ありがとうございます。

○武川委員長 よろしいですか。

ちょっと急かしてしまって申し訳ないのですが、それでは次の議事に移りたいと思います。

東京都子供・若者計画（第3期）の概要についてご説明いただきます。

都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課の山本課長よりご説明をお願いいたします。

○山本課長 ありがとうございます。

都民安全総合対策本部の若年支援事業課長をしております、山本と申します。このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

資料は4ですね、東京都子供・若者計画（第3期）の概要のペーパーをご覧くださいければと思います。

東京都では、昨年3月31日に発表いたしました。東京都子供・若者計画（第3期）でございます。こちら令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間対象としております。法定の都道府県子供・若者計画でございます。他の計画と違うのは、18歳以上、20代の若者。施策によっては30代の若者も対象としている計画でございます。第3期につきましては、第2期からの継続性を保ちつつも、社会環境の変化や新たな法制度を踏まえて内容を大きく更新いたしました。

本日は時間も限られておりますので、この第3期計画の特徴についてご説明させていただければと思います。

特徴といたしましては、大きく三つございます。

まず第1点目といたしましては、こちらの真ん中に計画のポイントとございますが、この一つ目の「○」に記載のとおり、「こども基本法」の理念を新たに反映した点でございます。こども基本法の考え方を、施策推進の視点に正面から取り入れました。右下に、施策推進の視点を載せております。五つの視点を載せておりますが、子供・若者を支援の対象とするのではなく、権利の主体として位置づけ、最善の利益の保証であるとか、意見表明、参画の尊重といったことを明示しております。

さらに、大人の都合ではなく、当事者目線で施策を設計、実行する姿勢を強調しております。これらにより、これまでの与える支援から、共につくる支援へと転換を促しております。

2点目の大きな特徴といたしましては、18歳以上の若者支援施策の大幅強化を図った点でございます。東京都では、チルドレンファーストという言葉にも象徴されますように、子供を対象とする計画やビジョンがあつて、子供政策連携室という組織も設置され、様々な子供施策が質量ともに充実して展開されております。

今回、この子・若計画（第3期）を策定するに当たっては、都では若者を対象とする子の計画ですので、この18歳以上の若者について、支援施策の強化を打ち出すことといたしました。この子供・若者計画と同時期に策定された都の羅針盤である2050東京戦略におきましても、戦略に「若者」という項目が入り、2050年代に向けたビジョンといたしまして、「将来を担う若者が希望に満ち溢れ、描いた夢を叶えられる東京」として掲げられております。

この計画のポイント、二つ目の「○」をご覧ください。

若者施策の新たな重点対象として、近年特に顕在化している課題に対応していくために、居場所・ヤングケアラー・若年女性の3項目を新たに追加いたしました。

まず一つ目の居場所のない子供・若者への支援という項目では、具体的な取組といたしまして、例えば区市町村が、若者のための居場所を新たに設置する場合、都から補助金が出るのですが、この補助率、補助上限額の大幅引上げを行いました。

具体的に申し上げますと、従来はこの区市町村補助、補助対象額が若者の居場所を設置する場合、もろもろひっくるめて600万円だったんですが、補助率が2分の1でしたので区市町村としては最大300万円補助を受け取ることができました。これを新たに、居場所を設置するために検討にかかる費用について、それぞれ分けているんですけども、居場所を設置するためにまず検討にかかる費用、これは補助対象額900万円にいたしました。また施設整備にかかる費用、これについては1,000万円といたしました。開設にかかる費用、これについては2,000万円といたしました。補助率も2分の1から3分の2まで引き上げましたので、区市町村が若者の居場所を設置する場合は最大2,600万円補助を受けられるようにいたしております。

計画策定時の我々の調査では、区市町村が運営し、若者も利用できる居場所というのは都内21自治体、36か所で行ってまいりました。これを計画期間、この5年間で、各区市

町村に広げていきたいと考えております。なお、この補助金の拡充には、今年度からスタートしたばかりではありますが、今年度は三つの居場所が誕生いたしました。

さらに多くの自治体で居場所を設置できるよう、我々といたしましてもより一層、区市町村に働きかけていきたいと思っております。また、この補助金のほかにも、こちらお手元のこの資料の裏面ですか2枚目のほうをご覧くださいと思いますが、第3期計画における主な取組とございます。こちらの右側の基本方針の2、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援というパートの上から四つ目となりますが、家庭等に居場所がない子供・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保していく団体、民間団体の取組に対して支援していくといたしまして、子供若者シェルター・相談支援事業も、福祉局さんにおかれて開始いたしております。

家庭等に居場所がない子供・若者、10代からおおむね20代がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所、子供若者シェルターの提供や、生活支援、相談支援、心理療法支援、日中の居場所の提供、就労支援、就学支援、弁護士連携支援、送迎支援を行った場合、その経費の一部について補助を行うというものでございます。宿泊を含む居場所の提供及び生活支援や、相談支援、心理療法支援、日中の居場所提供や就労支援、弁護士連携等々ございますが、それぞれに補助をいたしております。

このほかにも、このシェルターのほかにも、例えば、いわゆるトー横に來訪する青少年、若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないように設置いたしました「きみまも@歌舞伎町」という相談窓口がございます。こちらの体制強化についても記載をさせていただいております。

次に二つ目のヤングケアラー支援の拡充につきましては、取組といたしましては、同じこの2枚目の、先ほどの子供若者シェルター・相談支援事業の下にございます東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業を掲載してございます。

相談のしやすい場の整備として、ピアサポートなどの悩み相談、家事支援ヘルパー派遣などを行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置する、運営する団体、これらの活動を支援する補助事業を福祉局さん、実施しておりますが、この補助に新たに18歳以上の若者ケアラーを支援するための人員増の配置分に対する上乗せ補助を実施することといたしました。1団体当たり343万円上乗せをいたします。この新たな上乗せ分につきましては、今年度からスタートしておりますが、今年度は10団体の民間団体様にご活用いただいております。

また、この補助ならず、若者ケアラー支援に向けましては、今年度から東京都若者総合相談センター「若ナビα」という、東京都若者総合相談センターがあるんですけども、通称、若ナビαと申します。こちらを、若者ケアラーの一時的な公益相談窓口としても位置づけいたしました。今年度からです。子供の間というのは、教育や福祉の世界で気づけたり、相談もできる、ある意味そういうものがございますが、成人いたしますと、どこに

相談してよいか分からないといった若者が多くいます。小・中・高生からずっと親や兄弟のお世話をしているヤングケアラーが18歳になったからといって問題が解決するわけではございません。そのため都内のどこからでも相談を受けられるよう、若ナビαを相談窓口として位置づけた次第です。

さらに私の課には、専門職であるヤングケアラーコーディネーターを昨年の7月から配置いたしました。これによって、若者ケアラーをしっかりと、地元のサービスにつなげて支援していきたいと考えております。

三つ目といたしましては、この若者支援状況の三つ目ですね。困難な問題を抱える若年女性への支援、こちらも盛り込みました。まさに福祉局様が中心となってやっていらっしゃる取組でございますが、先ほど2枚目のヤングケアラー補助事業の下にございますように、若年被害女性等支援事業、民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談などにより、様々な困難な問題を抱えた若年女性を早急に把握し、必要な支援につなげるとともに、安全・安心な一時的な居場所での食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み事に対する相談支援を実施ということで、様々な事業を展開しております。

居場所、ヤングケアラー、困難女性、これらは2期計画では十分に扱い切れなかった分野であり、時代の変化に即し、強化した点となっております。

第3期子・若計画の三つ目の特徴といたしましては、資料の1枚目にお戻りいただければと存じますが、こちら真ん中の計画のポイントの三つ目の「○」、子供・若者の意見反映とエビデンス重視を明記しております。

第3期計画では、政策の実効性を高めるために、子供・若者の意見を聴き、政策に反映するプロセスを重視することや、当事者視点に立った若者に関する数値目標といったものを新たに設定しております。中でも若者の声を聞く仕組みの本格整備を行いました。そもそもこの第3期子・若計画の検討は、東京都青少年問題協議会という審議会で行ってきているんですが、この審議会の中に審議会委員として20代から30代の6名の若者で構成された若者部会といったものを設けまして、その意見をこの計画に反映してまいりました。

計画策定後の現在におきましては、東京都子供・若者支援協議会という審議会にこの計画を検討してきた若者部会をスライドさせ、計画の進捗管理などについて引き続き意見を聞きながら、政策を推進しております。

計画検討の際に、若者部会からどのような意見が出たのか。もしご興味ございましたら、主立ったものは第3期子供・若者計画に関係資料として掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。この計画の検討に当たりましては、この若者部会以外にも、若者団体、5団体の代表からも意見を聞いておりまして、それらの意見もこちらに掲載しております。

それではすみません、資料の3枚目をご覧いただければと存じます。

右に、子供・若者施策の共通の基盤となる取組でございますが、この主な取組の一番上にございます「困難を抱える若者からの意見聴取」という事業を新設いたしました。意見

表明に困難を抱える若者を対象にアウトリーチして意見聴取を実施し、各施策へ反映していこうというものでございます。

この取組は、若者部会、先ほど申し上げました若者部会から提案があったものでございます。都庁内の各局から、意見聴取のテーマを募集いたしまして、今年度は若者ケアラーからの意見聴取と希死念慮など、生きづらさを抱えた若者から意見聴取を行いました。彼らの下に行って、専門のファシリテーターがじっくりと話を聞き、その結果を取りまとめ、公募局に報告させていただきました。彼ら若者の意見を今後どう扱っていくのか、3月にはそれをフィードバック資料としてまとめまして、話をしてくださった若者たちに返してまいります。

意見聴取の結果を見ますと、若者ケアラーでは、ちなみに彼らが抱える困難の本質は単なるケアの負担ではなく、多層的、構造的な困難といったものが伺われました。家族の病气、障害、貧困、制度の空白、相談へのアクセス困難、教育、就労への影響、心理的孤立、家族全体の機能不全、これらが複雑に絡み合い、普通の若者の人生が奪われていく構造が見えてまいりました。希死念慮など、生きづらさを抱えた若者からのヒアリングにおきましては、その抱える困難、こちらも困難の内容は家族との関係、仕事、学校生活、性暴力、国籍などのマイノリティ、依存症、介護と多岐にわたっております。

この意見聴取の下に記載がございますが、同じページですね、A Iを活用した若者相談の分析と記載がございます。これは、A Iなどを活用いたしまして、東京都若者総合相談センター「若ナビα」、こちら相談窓口なんですけれども、この若ナビαに集積する様々な相談内容を分析することで、困難を抱える若者の悩みを的確に把握していこうという試みです。若ナビαには、年間約1万件程度の様々な相談が若者から寄せられております。この膨大なデータをA Iを活用して分析していこうというもので、そのため今年度いっぱいかけて、相談システムを現在も改修を行っているところでございます。

というように、第3期計画では単なる理念ではなく、どう図り、どう改善するかまで踏み込んでおります。また、子供・若者計画の計画期間は今年度から5年間ですが、この5年後を目指して、若者の数値目標といったものも掲げております。

先ほどのページの下にございますが、「困っていたら周囲の人が助けてくれる」と思う若者の割合、計画策定時の我々の調査では57.2%でありましたが、これを70%に持っていく目標を掲げております。また、「自分の意見が採用される」と思う若者の割合を50.9から60%に。また、「自分の行動で社会を変えられる」と思う若者の割合を29.4%から40%へ打ち出しております。

以上が第3期子供・若者計画の大きな特徴でございますが、このほかにも重要なものとして、推進体制等の整備という章がございます。それはすみません、資料4にはないんですけれども、都や区市町村、民間団体において、組織や分野の壁を越えて広域的に連携していくための基盤整備の重要性といったことがるる記載しております。

都では、若者が自分に合ったサポートや居場所を見つけられるよう、スマートフォンな

どでいつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ばた+」とありますが、こちらのポータルサイトを一昨年の11月に開設しております。このサイトには現在、189の支援団体であるとか支援機関から登録いただいた、支援情報を提供しております。この若ばた+は、登録いただいた支援団体や支援機関のほうで、若ばた+の支援情報をご自身で更新できる仕組みとなっております、タイムリーな情報を若者に届けることが可能となっております。若ばたで検索していただければヒットしますので、ぜひご機会、一度ご覧いただけると幸いです。

今年度からはこの若ばた+内に、支援団体や支援機関同士で現場課題について相談したり、意見交換できるような、また、有用な情報について即時共有できるようなプラットフォームを新たに構築すると子・若計画で打ち出しております、こちら先週オープンいたしました。関係団体さんに集まっていただいて、キックオフイベントも行ったんですけれども、若者が抱えている困難な問題の解決というのは、当然ながら一つの支援団体や機関だけでカバーすることは難しいです。いろんなジャンルの団体が重なり合って、支援していく必要がございます。そのため、このプラットフォームを使って多機関連携につなげていければと考えております。

以上、第3期子供・若者計画の特色といたしましては、子供・若者の権利保障を基盤に、若者支援を大幅強化し、当事者の声に基づく政策形成へ転換した計画となっております。最後に計画にも記載しているんですが、本計画に掲げた理念を実現し、子供・若者一人一人が希望を持って生き生きと生活し、活躍できる社会をきずいていくためには、教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正、更生保護、青少年健全育成など、様々な分野で取り組んでいるそれぞれの施策や事業を連携して推進していくことが欠かせません。特に社会的自立に困難を抱えている子供・若者とその家族には、相談体制を確保するとともに、社会的自立や地域社会での円滑な生活をきめ細かく支援していく必要があります。

これまで実施してきた子供・若者支援に関わる様々な分野の施策をより効果的に推進するために、全ての関係部局や関係団体等がこれまで以上に連携協力し、着実に取り組んでいかなければなりません。また、子供・若者が困難を抱えるに至った背景が複雑多様化していることから、国と区市町村、家庭、地域、NPO団体等や企業など幅広い関係機関が機能的ネットワークを構築し、相互に連携協力し、一体となって対応していく必要がございます。

皆様、先生方におかれましても、引き続きご協力を賜ればと存じます。なお、（第3期）東京都子供・若者計画は、都民安全総合対策本部のホームページに全文を掲載しておりますので、一度ご覧いただければ幸いです。

説明は以上でございます。

○武川委員長 山本課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

今度は委員名簿の下から順にお聞きしていきたいと思います。その上で、最後に小林副

委員長にお聞きしたいと思っております。

特にないようでしたら、その旨お知らせいただければと思います。

なお、時間が17時までというふうに限られておりますので、ご意見、ご質問、なるべく簡潔にいただければと思います。

それでは、元木委員からお願いいたします。

○元木委員 八王子の元木でございます。ご説明をありがとうございました。

私としては、生成AIによる相談対応ですとか、八王子もそうですけれどもいろいろなところで、今後取組が始まると思います。そういったところに取り組みの際に、やはり分析の目線ですとか、取扱いの工夫ですとか、共有していったら役に立つことが多いかと思います。アンケートの結果などにつきましても分析の視座などとあわせて、いろいろご教授いただけることを期待しております。

以上です。

○山本課長 ご意見ということで。ありがとうございます。

この分析の結果を、当然、幅広い支援機関、支援団体様、また自治体様と共有していきたいと考えております。ありがとうございます。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは田名邊委員、よろしくお願いいたします。

○田名邊委員 北区地域福祉課の田名邊と申します。子・若計画について、ご説明ありがとうございました。

困難女性の計画というのは、別に東京都の困難女性の基本計画というのはあるかと思うんですけれども、その計画の内容と今回の子・若計画の内容というところには、世代の部分を子供・若者の部分を切り取って子・若計画になっていて、内容的にはほぼ一致しているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○山本課長 そのとおりだと思います。

子供施策とかいっぱい載っているんですけれども、それはもう各局から子供施策を集めてきて載せている。若者施策も各局から集めてきて載せている。ただ切り口が施策推進の視点とか、理念とかでちょっと違うところがあるんですが、施策としては同じです。

○田名邊委員 分かりました。ありがとうございます。

○武川委員長 よろしいですか。

それでは岡部委員、いかがでしょうか。

○岡部委員 ご説明ありがとうございました。

特段はご質問とか意見はありません。また、こちらの計画、細かくまた引き続き注視していきながら、檜原村でも該当するようなことがあれば、データ確認をしつつ、活用させていただきたいなと思ったところでございます。

以上です。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは、小山委員、つながっていますか。

つながっていないようですので、小川委員、よろしくお願いします。

○小川委員 東社協の小川です。ご説明ありがとうございました。

様々な施策が進められているということを理解したのですが、今、画面共有されている1ページ目の右下に、「施策推進の視点」があると思いますが、三つ目に「ライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行う」という視点が書かれています。子供・若者においては特に段階が変わっていく中で、この視点はとても大切だと思いますが、今、様々な施策を教えていただいた中で、この特に切れ目のない支援という点において、工夫や施策があるのか教えていただけたらと思います。

○山本課長 我々が今回の第3期で最も重視した点というのは、すみません、重なるかもしれませんが、18歳以上の壁、18歳の壁があるなという認識でして、この18歳の壁をいかに克服していくのか。要は、若者支援をいかに手当てしていくのか、やっていくのかという視点で、今回、若者支援施策というのを幾つか増強させていただいたというところでございます。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは枝村委員、よろしいですか。

○枝村委員 はい、枝村です。

1枚目にあります計画のポイントの二つ目で、新たな項目で居場所についてご説明があったんですけども、区市町村に対しての補助を、内容の幅を広げて金額もかなり増額するというお話でしたが、ここで言っている居場所というのは2枚目にお示しのあった子供若者シェルターに限定したことになりますでしょうか。

○山本課長 すみません、子供若者シェルターとは別です。別の補助金です。子供・若者自立等支援体制整備事業補助って非常に長い、長ったらしい補助金の名前なんですけれども、それは区市町村補助です。区市町村補助で、最大2,600万円まで、区市町村のほうで使うことができるという補助金になっております。

○枝村委員 ありがとうございます。

金額が増額されることで、短期的には勢いがつくと思うんですけども、その後、各区市町村でなるべく自立してというような流れになると、仕組みを広げたりすればするほど、持続可能なのかなというのがちょっと心配になりましたが、その辺り見通しみたいなものはありますでしょうか。

○山本課長 そういった意味では、我々の補助金、自立再生支援体制整備補助は、スタートアップ支援として、要はこの子供・若者計画の5年間で、いかに増やしていけるか、若者の居場所を増やしていけるかというところのスタートアップの支援を行うということで始めております。

当然ながらスタートアップなので、その後、継続してこの若者支援を運営していくに当たっては、区市町村の負担を生じるんですが、このスタートアップ支援をぜひ活用してい

ただいて、若者支援も必要なんだという自治体さんを広く声かけて推進していきたいなというふうに考えております。

○枝村委員 ありがとうございます。

重層的支援体制整備事業でもスタートアップ支援だったということで、今後の見通しが少し変わってきているような状況の中で、スタートアップ支援のその後、本当に各自治体でどうやって続けていけるのかというのを、現場のほうではちょっと課題に感じております。

ありがとうございます。以上です。

○山本課長 ちなみに、この拡充に当たっては、区市町村の所管からアンケートを取っておりまして、そのアンケートの中で、最初のスタートアップ部分ですね、例えば施設整備であったり、そういったところに負担をすごく感じるんだという意見が多くございまして、そこに我々は手当をしたという格好でございます。

○枝村委員 なるほど。施設整備がメインということですね、重点ということですね。ありがとうございます。

○武川委員長 それでは室田委員、よろしくお願いします。

○室田委員 室田です。ご報告ありがとうございました。

先ほどの子供・子育て支援総合計画もそうですけれども、この子・若計画においても、子供の意見表明、子供の声を聞くということをかなり力を入れて進めてられるというところが、今後にさらに期待していきたいなと思いながらお伺いしていました。

子供の意見を聞くといっても、何が一番効果的な策なのかというのは、しばらくは試行錯誤が必要なのかなと思いながら、この子・若計画の取組から少し学ばせていただきたいなと思って、2点質問があります。

一つは先ほど若者の声を聞くに当たって、専門のファシリテーターが若者の声を聞くというお話しあったのですけれども、どのような方がこのファシリテーターになっているのかということをお教えください。

もう一点はその協議会の中に若者部会を設けるというお話がありましたけれども、この若者部会の委員の任期をどのように設定しているのか。5年間の計画ですかね、期間の中で交代するというのも、何年ぐらいで交代するのか、そういったことも含めて教えていただければと思います。お願いします。

○山本課長 まずこちら困難を抱える若者からの意見聴取事業といたしまして委託しております、事業として。そこを今回取ったのが某コンサルなんですけれども、そのコンサルがファシリテーター、例えば、我々として、仕様で条件をつけているのが、2年以上、若者とそういう居場所だったり相談事業だったりということをやって、かつ、また、ファシリテートの知識、専門知識がある方みたいな条件を加えた人を用意してねということで、受託会社が用意している方でございます。

あと、若者部会につきましては、任期が2年、一応設定はしておりますが、原則なので

そこでまた交代も当然ありますし、引き続きという場合もあるかと思います。

○室田委員 分かりました。ありがとうございます。

○武川委員長 よろしいですか。

そしたら松本委員、よろしくお願いします。

○松本委員 松本です。ご説明ありがとうございました。

特に18歳以上に力を入れてらっしゃるということで、これまであまり焦点が当たっていなかった世代に、すごく大切な政策だと思いました。

感想ですけれども、やはり居場所というのは非常に重要だと思うんですけれども、若者の場合多様であって、地域といっても若者の場合18歳以上の場合は移動も簡単にできるので、これからの居場所づくりってすごく大切ではあるけれども難しいかと思います。既に若ばた+とかでいろいろ見れるようなんですけれども、何かそういったものを、PDCAではないのですけれども、いろんな運営の方法があったり課題があったりとか、そういった情報をきちんと共有できるようなことが非常に重要だなと感じました。

それからもう一点ですが、18歳以上ということになると、一時的なシェルターというのはもちろん大事だと思うんですけれども、恐らくその先は居住支援みたいなことが、若者に対しても非常に重要な課題になっていくと思います。居住支援というのは住宅と福祉と、連携してやる必要がありますけれども、課題もあるかと思うので、今後いろいろ勉強していきたいなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○山本課長 ありがとうございます。

先生、おっしゃるように、我々は若ばた+ポータルサイトをやっていますが、よく問合せが入ってくるんです。「若ばた+を見たのですけれども」、すごく消え入りそうな、悩んでいそうな若い子から、ただ、幾つか候補が現れちゃうので、「私にとってはどの居場所がいいでしょうか」というような質問も多いんですね。そういったところ、なかなかどう解決していこうかなというふうに思っておりますが、さらに皆さんにとって使いやすいポータルサイトというのを目指して、居場所に悩める若者に少しでも、いろんな居場所につなげていきたいなというふうに思っております。

今、若ばた+、六十数か所、居場所を載せているんですけれども、さらにこれももっともっと増やして、いろんなタイプの居場所ございますので、いろんなタイプの居場所を載けてつなげていきたいなというふうに考えております。

すみません。ありがとうございます。

○松本委員 ありがとうございます。

○武川委員長 ありがとうございます。

それでは、小林副委員長。

○小林副委員長 ありがとうございました。

18歳以上の若者についての施策は本当に空白になっていて、そこにこういう体系的な

取組が行われるようになったのは大変喜ばしいといえますが、みなさん困っているところですのでとてもよかったと思います。

私が一番の関心を持ちましたのは、子供若者シェルターのところですね。これについては、例えば、大学生が親との関係で問題を抱えていて、親のDVで逃げ出したような話があります。この場合、誰がこの若者を支援するのかについて非常に困っている状況だと思います。施策ないわけですから、これは民間の篤志家がやらざるを得ないようなところがあるようですね。

今、お話を伺いまして、そこに対応していただけるのかなと思ったのですが、これは、市町村の事業になるのですか。

というのは、ある自治体でこういう事案が発生したとすると、その区市町村内に施設があるとするとやはり難しいですね。親から逃げなければいけないわけですから。そうすると、これが区市町村の施策だとすると、管轄の問題が出てきますので、むしろ広域で対応した逃げる場所がある方がいいと思うのですが、この辺の対応はどうなるのでしょうか。今おっしゃったように、やはり緊急対策ができないと、という話になりますが、この辺についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○山本課長 我々がやっている補助、区市町村補助については、先生がおっしゃるように区の所管がありますよね。ですので、ただ、シェルターのほうはNPOさんがやっておりますので、例えば、今年度取ったところもサンカクシャ（※特定非営利活動法人）さんとかがやっておりますので、二つ、2団体が受けてシェルター事業ってやっています。あそこは別にどこどこに住んでいないと駄目だというのがないので。

○小林副委員長 あの紹介が区のほうから直接行くんですか。申告者の紹介は、区がやるんですか。

○山本課長 いや、直接じゃないですかね、紹介というのは。区から紹介される場合もあるんでしょうけれども。

○小林副委員長 本人が直接ということになりますか。

○山本課長 はい。

○小林副委員長 社協がからむなどいろいろなやり方があると思います。入り口と出口のところの仕組みができてくると大変いいと思いますが、もっと広域の対応が必要なのではないかという気がしました。

○山本課長 そうですね。我々区市町村の補助でやっているんですけども、我々の補助金は。これだけだと先生がおっしゃるように、例えば、ターミナル駅に集まってくる若者なんてどうするのだという問題があって、そのために、民間の居場所であれば、民間支援団体がやっている居場所であれば、当然ながらいろんなところの方が利用できるのですが、これをどんどん、どんどん知らせていこう、いきたいなという思いもあって、若ぼた+というのを始めたんですね、ポータルサイト、情報として届けようと。あなたは使えますよ、どんな居場所ですよというのをちょっと動画で紹介してみたりとか、というのをやらせて

いただいております。

あと福祉局さんでやられている子供若者シェルター、これ、住むこともできます、NPO支援ですので、ここで手当てしていくということなのかなというふうに思いますけれども。

○小林副委員長 大変難しい対応なので、一層進めていただければと思います。

○武川委員長 ありがとうございます。

今日は、子供・子育て支援総合計画と、子供・若者計画、それぞれ3期について概要を紹介していただきましてありがとうございました。

思いましたのは、第2期のときと比べて、計画を取り巻く状況がかなり変わっているということです。子供・子育て支援のほうも、かつては待機児童や定員不足が新聞やテレビで全国的に報じられていたのですが、現在では、それが一段落して、保育所から学童のへと社会課題の流れが変わっているとのことでした。

それから、子供・若者のほうも、新たな問題、居場所、ヤングケアラー、困難を抱える若年女性ということで、あまり従来着目していなかった点がクローズアップしているということで、非常に勉強になりました。

研究者の科学研究費の世界で若手というと、かつては35歳までが若手だったんですけれども、今、40歳までが若手と言われるようになってきました（ただし現在は学位取得後8年未満となっているようです）。若者のイメージがだんだんと上のほうに広がってきているというような事情がありましたが、ちょっとそのことも飲み込みました。ポスト青年期まで含めて、施策を考えていらっしゃるということで大変勉強になりました。

地域福祉支援計画ですけれども、その中に今日出てきた問題等を取り上げていかなければいけないのかなというふうに思った次第です。どうもありがとうございました。

本日の議事はこれで終了となります。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○多田課長 武川委員長、また、各委員の皆様、本日は盛んなご意見をいただき、ありがとうございました。

本日の議事録の確認ですけれども、事務局よりお願いさせていただきます。ご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○武川委員長 ありがとうございます。

後半は皆様のご協力でちょうど定刻に終わることができました。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

（午後 4時55分 閉会）